

AFP 認定研修と AFP 資格認定について

【AFP 認定研修とは】

2級ファイナンシャル・プランニング技能検定（以下、2級FP技能検定）の受験資格の一つに「AFP認定研修の修了」があります。AFP認定研修とは、日本FP協会が定めるFP教育プログラムに則って日本FP協会認定の教育機関が実施す

るもので、FPの基礎から金融、保険、不動産などの各分野の知識とその応用実践技術である「提案書の作成」までを修得（合計68単位以上）します。

【AFP 資格認定と2級FP技能士】

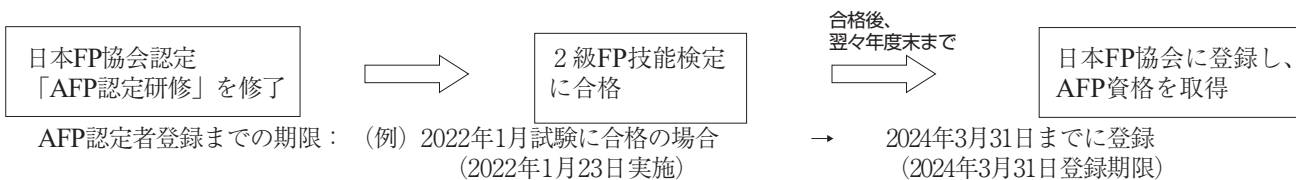
2級FP技能検定の学科及び実技両試験合格で取得できるのは、2級FP技能士資格のみとなります。AFP資格を取得するためには、日本FP協会所定の手続きを行い、AFP認定者としての登録が必要となります。AFP認定者登録にはAFP認定研修を修了していることが要件のひとつとなりますので、現在、AFP認定研修を受講中または未受講の場合は、AFP認定研修修了後に登録手続きが可能となります。

AFP資格認定を受けるには下記の4つの要件が必要です。

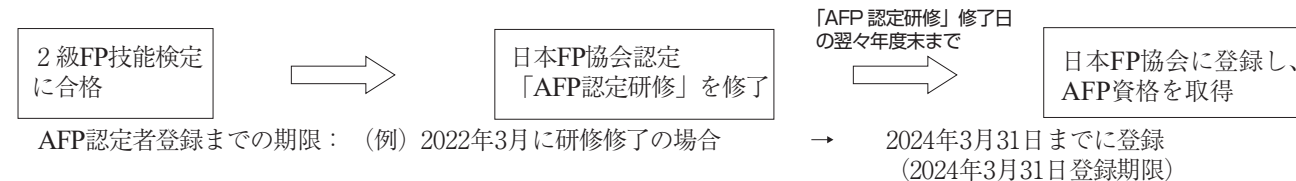
1. 日本FP協会認定の教育機関が実施するAFP認定研修を受講・修了すること
2. 所定の試験（2級ファイナンシャル・プランニング技能検定）に合格すること
3. 所定期限内に日本FP協会に登録すること
4. 登録に際して、日本FP協会の定める会員倫理規程等の諸規程を順守することに同意すること

【AFP 資格認定までのパターン】

(A) AFP認定研修の修了後、2級FP技能検定に合格し、日本FP協会へAFP認定者として登録



(B) 2級FP技能検定に合格後、AFP認定研修を修了し、日本FP協会にAFP認定者として登録



【AFP 資格認定手続き等について】

(1) 資格要件

2級FP技能検定の学科及び実技両試験合格とAFP認定研修の修了をもって、日本FP協会所定の手続きを行い登録を経て、AFP資格認定されます。2級FP技能検定合格のみではAFP認定者とはなりません。

(2) 登録期限

AFP認定者の登録期限は、2級FP技能検定学科及び実技両試験に合格した試験日（合格証書が発行された試験の試験日）、またはAFP認定研修修了日のいずれか遅い日の翌々年度末です。現在AFP認定研修を受講中・未受講の方は、AFP認定研修を受講される認定教育機関へ、受講開始時または受講中に、合格証書記載の合格番号を報告することでAFP認定研修修了後、日本FP協会からAFP登録書類等が送付されます（または、ご自身で日本FP協会へAFP登録書類をご請求ください）。

(3) AFP登録の内容

受験申請時にAFP登録書類等の送付を希望された方には、AFP登録書類等を送付いたします（登録受付期間内に登録手続きを行わなかった場合は、AFP認定者登録権利が失効になり再認定審査等が必要となります）。

AFP認定者登録申請の際は、日本FP協会に、生年月日・自宅住所・勤務先・保有資格などの登録と、住民票などの公的証明書類提出の必要があります。

(4) 資格認定証等

AFP認定者には、「AFP認定証」が交付されます。

(5) 継続教育

AFP認定者は、資格を更新するために2年毎に日本FP協会が別に定める15単位の継続教育単位取得が必要です。

(6) 入会金・年会費（学生割引制度あり）

AFP認定者としての登録には、日本FP協会への入会金10,000円と年会費12,000円の支払いが必要となります。

(7) 認定拒否

次のいずれかに該当する者は、AFP認定者として登録することができません。

- ① 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約に関する法律第2条2号所定の本人であって同法第4条1項の規定により任意後見監督人が選任されている者、のいずれかに該当する者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 過去に会費未納等により日本FP協会の会員としての資格を喪失した者
- ⑤ 過去に日本FP協会から除名処分を受けている者
- ⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者、及びこれらの者の関係者のいずれかに該当する者
- ⑦ 上記⑥の者に将来にわたっても該当しないことを宣誓しない者
- ⑧ 日本FP協会理事会において著しく不適切と認められた者

AFP (アフィリエイトッド ファイナンシャル プランナー) とは

**AFFILIATED
FINANCIAL
PLANNER**



AFP 資格は、
日本 FP 協会独自の国内資格。
継続教育によって
つねに知識と技術の向上に励む
信頼できる FP の証です。
AFP 資格を第一歩として
CFP® 資格の取得も可能です。

日本 FP 協会独自の国内ライセンス。FP として必要かつ十分な基礎知識をもち、顧客のニーズに応じて適切なアドバイスや提案書を作成できる FP 技能習得者に与えられます。AFP 認定者は、継続教育によって常に知識と技術をブラッシュアップできる環境にあります。これによって資格認定者のクオリティが向上し、ひいては顧客のプラスにもなっていること、同時にライセンス自体の信頼性と評価を高めていることも、AFP 資格の大きな特徴です。また、CFP® 資格審査試験全 6 課目合格後、CFP® 認定に必要な要件を満たすことで、国際認定プログラムである CFP® 資格を取得することも可能になります。

AFP 資格 (Affiliated Financial Planner)

1. 顧客に対してファイナンシャル・プランニングを行うための基本的なインタビュー技術、提案書の作成技術、プラン実行援助のための諸知識を有している。
2. 顧客に対してファイナンシャル・プランニングを行うための、ライフプラン、金融、証券、保険、年金、ローン、不動産、税金等の幅広い基礎知識を有している。
3. 顧客を指導、支援する上で、ファイナンシャル・プランナーとして必要な経済、法律、税務の一般知識を有している。
4. ファイナンシャル・プランナーとして、顧客の利益を最大限に守る厳しい職業的倫理観を有している。
5. 社会的職業人にふさわしい教養、知識を有している。

日本 FP 協会の概要

**日本ファイナンシャル・
プランナーズ協会は、
特定非営利活動法人 (NPO 法人)。
日本の社会状況にあった
ファイナンシャル・プランニングの
確立のため、力を尽くしています。**

- | | |
|-------|---|
| ①目的 | <ol style="list-style-type: none">1. 広く一般市民に向けてファイナンシャル・プランニングの啓発と普及を図る2. ファイナンシャル・プランニングの担い手(専門家)であるファイナンシャル・プランナーを養成する |
| ②事業内容 | <ol style="list-style-type: none">1. ファイナンシャル・プランニングに関する知識の啓発と普及2. ファイナンシャル・プランニングに関する調査、研究及び情報の提供3. ファイナンシャル・プランニングに関する書籍の発行4. 国内外のファイナンシャル・プランニング関係機関との交流5. ファイナンシャル・プランナーの教育と資格認定試験の実施 |

【会員倫理規程】

- 第1条 会員は、順法精神に基づき、顧客の最善の利益を追求しなければならない。
- 第2条 会員は、顧客に対して、その業務の適正、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ道理に適った方法で提供しなければならない。
- 第3条 会員は、利益相反事項がある場合は、これを顧客に開示しなければならない。
- 第4条 会員は、ファイナンシャル・プランニングについて常に専門知識、技能、能力の向上に努めなければならない。
- 第5条 会員は、ファイナンシャル・プランニングの業務上知り得た顧客の秘密を守り、節度のある行動をとらなければならない。
- 第6条 会員は、ファイナンシャル・プランニングの業務に誇りと責任をもち、専門家としての業務を誠実に提供しなければならない。
- 第7条 会員は、誤った、あるいは誤解を招く方法で顧客を勧誘してはならない。
- 第8条 会員は、自己が協会の見解を代弁しているとの印象を顧客に与えてはならない。
- 第9条 会員は、自己の業務について協会が責任をもつような印象を顧客に与えてはならず、自己の業務は自己の責任において実行していることを自覚し、かつ顧客に対してもその旨を伝えなければならない。
- 第10条 会員は、協会若しくは他の会員の信用を傷つけ、又は協会若しくは他の会員の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 第11条 会員は、協会が定めた費用等の負担金を協会に支払わなければならない。
- 第12条 会員は、資格・認可が必要とされる業務については、法の定める資格・認可を得ることなく、かかる業務を行ってはならない。
- 第13条 会員は、本規程その他の協会の規程・細則等を誠実に順守し、協会の発展及び他の会員との協調に努めなければならない。



特定非営利活動法人(NPO法人)

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス5F
TEL 03-5403-9890 (代表9700) URL <https://www.jafp.or.jp/>



CFP®, CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®, およびサーティファイドファイナンシャルプランナー® は、米国外においては Financial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSB とのライセンス契約の下に、日本国内においては NPO 法人日本 FP 協会が商標の使用を認めています。



AFP, AFFILIATED FINANCIAL PLANNER, およびアフィリエイトッドファイナンシャルプランナーは、NPO 法人日本 FP 協会の登録商標です。